
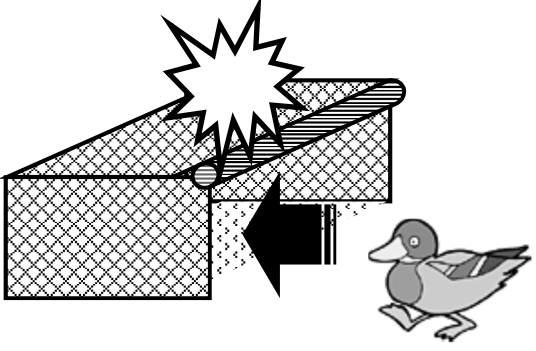


# れんこん生産者の皆さまへ



- 野鳥がれんこん田に入らないようにするため、出入りするとき以外は、防鳥網のサイドネットを確実に閉じましょう。
- また、サイドネットが設置されていない防鳥網には、設置しましょう。

サイドネットを閉じている例	サイドネットが開いていると…
	

サイドネットが開いていると、野鳥が防鳥網の中に入ってしまい、飛び立つ際に、網に絡まるおそれがあります。

- 収穫の終わったほ場の防鳥網は、取り外すか、サイドネットを確実に閉じましょう。
- 万が一、防鳥網に野鳥が絡まってしまった場合は、速やかに放鳥してください。

《 生産者の皆さまのご協力をお願いします 》

## 参考

# 鳥獣保護管理法における関連規定

## 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止

第8条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 二 第11条第1項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 三 第13条第1項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

## 趣旨

○本条は、鳥獣及び鳥類の卵を捕獲等又は採取等することを原則として禁止する一方、その例外として認められる場合を規定したものである。

## 解説

### 捕獲等及び採取等の概念

#### ○捕獲等及び採取等

「捕獲等」とは、鳥獣を捕獲又は殺傷する行為をいう。「採取等」とは、鳥類の卵を採取又は損傷する行為をいう。

このように鳥獣を殺傷し、又は鳥類の卵を損傷する行為は、鳥獣の保護への影響という面では自己の支配内に入れようとする捕獲又は採取と差異がないことから、これらの行為と同様に制限することとしている。

#### ○捕獲等又は採取等の意図

基本的には、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等はその意思を持って当該行為を行う場合に該当すると考えられ、捕獲等又は採取等を行う意思がなく結果として鳥獣を捕獲等又は採取等に至った場合には、これを罰しないこととしている。

しかしながら、その行為を行えば、捕獲等又は採取等に至る蓋然性が高いと予想されるにもかかわらず当該行為を行い捕獲等又は採取等に至った場合は、処罰の対象となると考えられる。